

文書番号：JRCA TA200-改定4版

航空宇宙産業向け審査員基礎／専門研修コースの承認手順

制 定：2019年 4月 1日
改定4版：2023年 4月20日

一般財団法人 日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目次

I 章 一般.....	1
1. 適用範囲	1
2. 引用文書及び関連文書.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 承認.....	2
II 章 申請.....	3
5. 初回承認申請	3
6. 承認範囲の拡大申請	3
III 章 評価.....	4
7. 申請書類の受理.....	4
8. 承認審査	4
9. 評価登録業務に係わるその他の要領	6
IV 章 承認の維持	6
10. サーベイランス及び更新審査の手順.....	6
11. 変更	7
V 章 権利と義務	7
12. 申請機関及び運営研修機関の権利と義務	7
13. 承認の一時停止又は取消しに関する条件	9
14. 異議申し立て、苦情申し立て	9
付則.....	9
JRCA ロゴマークの使用に係わる遵守事項.....	10
制定・改定履歴.....	13

航空宇宙産業向け審査員基礎／専門研修コースの承認手順

I 章 一般

1. 適用範囲

この手順は、研修業務を実施する機関（以下、研修機関という。）が、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）の航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準に基づいて航空宇宙審査員基礎研修コース、又は、航空宇宙産業経験審査員専門研修コース承認の基準に基づいて航空宇宙産業経験審査員専門研修コースの承認を受けるため及び承認を維持・更新するための手順、並びに、承認を申請する研修機関（以下、申請機関という。）又は承認された航空宇宙審査員基礎研修コース及び航空宇宙産業経験審査員専門研修コースを運営する研修機関（以下、運営研修機関という。）の権利と義務について定める。

注：日本国内において航空宇宙産業経験専門研修コースは本基準発行時点で存在しない。

2. 引用文書及び関連文書

2.1 引用文書

SJAC9104-1A：航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステムの認証に対する要求事項

JRMC12-018最新版 附属書4：SJAC9104-1適用に伴う航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向けIAQG認可基礎研修コースの要求事項

JRCA TA100：航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準

JRCA TA101：航空宇宙産業経験審査員(コンピテンシ)専門研修コース承認の基準

JRCA TC100：研修コース承認に係わる異議申し立て及び苦情申し立ての取扱い手順

2.2 関連文書

JRCA TC200：研修コース承認に係わる料金基準

3. 用語の定義

この基準で用いる主な用語の定義は、次によるほか、JIS Q 9100 品質マネジメントシステム—航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項、SJAC9104-1適用に伴う航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向けIAQG認可基礎研修コースの要求事項（JRMC12-018附属書4）に定める定義による。なお、JRMC12-018附属書4で定める用語の一部を本基準においては次の通り読み替える。

JRMC12-018 附属書 4 が定める用語	本基準での読み替え
審査員認証機関	当センター
研修提供者	研修機関
研修提供者承認機関	当センター
研修生	受講生

- 3.1 **研修コース**：航空宇宙審査員基礎研修コース及び航空宇宙産業経験審査員専門研修コースの総称。
- 3.2 **承認範囲**：承認の対象とする研修コース。
- 3.3 **承認証**：研修コースが当センターの承認基準に適合していることを示す、以下を記載した証書。
- ・承認番号
 - ・研修コース実施組織名称
 - ・所在地
 - ・適用基準
 - ・登録日
 - ・有効期限
 - ・研修コース名称
- 3.4 **異議申し立て**
申請機関又は運営研修機関からの要請であって、その希望する承認に関し当センターが下した否定的な決定について再考を求めること。
- 3.5 **苦情申し立て**
承認に係わる要請であって、当センター又は運営研修機関の活動に関し組織又は個人が当センター又は当該の運営研修機関に対して是正処置を求めること。

4. 承認

4.1 使用する言語

日本語とする。

4.2 研修コースの承認

申請機関の研修コースが当センターの基準に適合していることを当センターに認められるためには、申請機関は、当センターの承認審査を受け、承認基準に適合した研修コースとして承認されなければならない。

日本国外の研修機関は、当該地区における研修提供者承認機関に申請を出すことが望ましい。

なお、過去に他セクターで申請を否認された経験のある機関は、その申請に関する情報を提出しなければならない。

4.3 承認の有効期間

承認の有効期間は、登録日若しくは更新日から3年とする。

4.4 承認の維持

4.4.1 運営研修機関は、承認の有効期間内において、その研修コースが引続き承認基準に適合していることを当センターに示すために、第10.1項の当センターによるサーベイランスを受けなければならない。

4.4.2 運営研修機関は、当センターが承認に係わる基準を変更した場合、変更に関する決定及びその公表の後に、当センターが合理的であると考え設定した期間内に自機関の該当

事項に対して必要な対応を行い、当センターの承認を得なければならない。

備考：当センターは、承認に係わる基準の重要な変更を行う場合、十分な期間において適切な予告をする。当センターは、重要な変更にかかわる内容の詳細及び発効日を決

- 4.4.3 運営研修機関は、承認の有効期限後もその研修コースが引き続き承認基準に適合していることを当センターに認められるためには、当センターによる第10.2項の更新審査を受け、承認有効期限を更新しなければならない。また、更新後も当センターによる第10.1項のサーベイランスを受けなければならない。

II章 申請

5. 初回承認申請

- 5.1 初回承認申請を行う申請機関は、当センター指定の申請書に必要事項を記入し、権限をもった申請機関代表者が署名・押印して、当センターに提出しなければならない。
- 5.2 申請機関は、申請の際、以下の文書を3セット当センターへ提供しなければならない。
- a) 品質マニュアル
 - b) 「航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準(JRCA TA100)」又は「航空宇宙産業経験審査員(コンピテンシ)専門研修コース承認の基準(JRCA TA101)」に適合した業務を実施するための基準・手順等
 - c) 研修カリキュラム、研修用テキスト・教材、筆記試験問題
 - d) 申請研修機関の体制
 - ・代表者の役職及び氏名
 - ・研修コースのマネジメント責任者の役職及び氏名（複数人の場合は、全員の役割分担）
 - ・研修コースの実施担当者（事務局）の役職及び氏名（複数人の場合は、全員の役割分担）
 - ・研修コースの講師全員の氏名、所属先・役職名（又は経歴）の一覧表
 - ・申請研修機関の事務所の所在地及び最寄り駅からの略図
 - ・研修コースの実施会場の所在地及び最寄り駅からの略図

備考：当センターは、申請機関から提供されたこれら情報を実地での承認審査及びその準備に使用するが、適切な機密保持を行うものとする。なお、上記資料の内 c)、d)を1セット保管し、他は承認審査終了後廃棄する。

6. 承認範囲の拡大申請

- 6.1 運営研修機関が承認範囲の拡大を行う場合には、当センター指定の申請書に必要事項を記入し、権限をもった申請機関代表者が署名・押印して、当センターに提出しなければならない。
- 6.2 申請機関は、申請の際、以下の文書を3セット当センターへ提供しなければならない。
- a) 品質マニュアル
 - b) 「航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準(JRCA TA100)」又は「航空宇宙産業経

験審査員(コンピテン)専門研修コース承認の基準(JRCA TA101)」に適合した業務を実施するための基準・手順等

c) 研修カリキュラム、研修用テキスト・教材、筆記試験問題

備考：当センターは、申請機関から提供されたこれら情報を実地での承認審査及びその準備に使用するが、適切な機密保持を行うものとする。なお、上記資料の内 c) を1セット保管し、他は承認審査終了後廃棄する。

Ⅲ章 評価

7. 申請書類の受理

- 7.1 申請書類が当センターによって受理された場合、当センターより申請機関に対して申請受理通知書が発行される。申請書又は添付書類に不備があることを当センターに指摘された場合は、申請機関は申請書及び添付書類を完成した後に、改めて当センターに提出しなければならない。
- 7.2 当センターは、申請書類を受理した研修コースをホームページで公表する。

8. 承認審査

8.1 承認審査の準備

- 8.1.1 申請機関は、当センターからの承認審査チームのメンバー構成に関する通知に対し、正当な理由がある場合には、特定のチームメンバーに対する忌避の申立てを、指定期限内に当センターに申し出ることができる。指定期限内に忌避の申立てがない場合は、合意に達したものとする。
- 8.1.2 申請機関は、当センターからの、承認審査計画に関する通知に基づき、必要な場合は両者間で調整の上、合意を回答するものとする。

8.2 承認審査の実施

8.2.1 文書による事前確認

- 1) 審査チームは、申請機関から提出された文書により、提供する研修内容の適切性及び管理体制等に関して、当センターの承認基準 JRCA TA100（航空宇宙審査員基礎研修コース承認の基準）又は JRCA TA101（航空宇宙産業経験審査員(コンピテン)専門研修コース承認の基準）への適合について評価する。
- 2) 審査チームは、提供する研修内容の適切性に問題があると判断した場合、申請機関に研修内容の是正を文書にて要求する。
- 3) 審査チームは、申請機関の管理体制等に問題があると判断した場合、実地審査（事務所審査、コース立会）で確認を行い、必要な場合は、実地審査の結果と合わせて是正を要求する。

8.2.2 事務所審査

文書による事前確認の結果を踏まえ、審査チームは、申請機関の管理体制等が適用される承認基準に適合しているか、また管理が有効に実施されているかに関して、申請機関の事務所にて審査する。

8.2.3 コース立会

審査チームは、承認を申請している研修コース毎に立会いを行い、適用される承認基準に適合しているかに関して、また申請機関の手順が有効に実施されているかに関して審査する。

8.2.4 承認審査結果の報告

審査チームは、実地審査が終了後（事務所審査、コース立会の両者が終了した後）、承認審査結果を審査報告書にまとめ申請機関に報告する。審査報告書には、以下を含める。

- a) 研修コースに係わる品質マネジメントシステムの概要
- b) 審査で検出された事項

8.3 検出事項の内容と対応手順

a) 検出事項の区分と定義

- ・「不適合」：要求事項を満たしていないこと。内容により、以下の二種類に分類される。
 - －「重大な不適合」：意図した研修コースの提供に影響を与える不適合
 - －「軽微な不適合」：意図した研修コースの提供に影響を与えない不適合
- ・「改善の機会」：より効果的なマネジメントシステムにするための改善の余地

b) 検出事項への対応

- ・「重大な不適合」：研修機関は審査チームと合意した期間内に、是正処置を実施しなければならない。審査チームは、適切な是正処置が実施されたことを確認する。

なお、必要な場合には、当該研修機関に対して、全般的又は部分的な再審査を実施することがある。審査チームは、次回審査時に是正処置の有効性を確認する。
- ・「軽微な不適合」：研修機関は審査チームと合意した期間内に、是正計画を作成しなければならない。審査チームは、次回審査時に対応状況を確認する。
- ・「改善の機会」：研修機関の対応は任意とする。審査チームは、次回審査時に対応状況を確認する。

8.4 是正処置結果の確認

研修機関は、審査チームと合意した期間内に、是正処置を書面で提出する。審査チームは、適切な是正処置が実施されたことを確認し、是正確認結果報告書にまとめ、研修機関に報告する。なお、必要な場合には、当該研修機関に対して、全般的又は部分的な再審査を実施することがある。

8.5 審査結果に基づく判定

8.5.1 審査チームリーダーは、是正処置がある場合にはその結果も踏まえ、当センター所長に承認の可否を上申する。

8.5.2 当センター所長は、審査チームリーダーの上申を受け、承認審査が適切に実施されたこ

とを確認し、申請機関の研修コースの承認の可否を決定する。

8.6 JRMCによる追認

8.6.1 当センターは、航空宇宙産業経験審査員専門研修コースの承認の決定を行った場合、判定結果を JRMC（航空宇宙審査登録管理委員会）に通知し追認を受ける。

8.7 判定結果の通知 及び OASIS への登録

8.7.1 当センターは、当該コースの承認の可否に関する判定結果を申請機関に書面で通知する。不承認の場合には、理由も提示する。なお、航空宇宙産業経験審査員専門研修コースの承認の決定を行った場合には、JRMC の追認を受けた後に、判定結果を申請機関に書面で通知する。

8.7.2 当センターは研修コース承認が JRMC によって追認された後、すみやかに IAQG-OASIS に研修機関名と研修コース名を登録する。また、一時停止又は取消しになった場合には、JRMC による追認後すみやかに IAQG-OASIS データベースに反映させる。

8.8 登録の手続き

8.8.1 当センターは、研修コースの承認が認められた申請機関が、第12.2項に定める事項を含めた運営研修機関として遵守すべき事項に合意し署名した誓約書の提出を確認した後、承認証を交付する。

8.8.2 当センターは、承認証を交付した研修コースをホームページで公表する。

9. 評価登録業務に係わるその他の要領

9.1 関係機関に対するアクセス権の付与

当センターは、JRMC 他、SJAC9104-1A 規格 5.2.2 項に規定されている機関が行うオーバーサイトに応じる。また、当該機関がスキームの運用と SJAC9104-1A 規格への適合を評価するために、当該機関に対し、ICOP スキームによって要請される文書化した情報へのアクセス権を付与する。

9.2 関係者への報告

当センターは、ICOP スキームの完全性に悪影響を与える行為（当センター内や登録している研修機関で発生した重大な問題等）を見出した場合には、JRMC 他、適切な関係者に報告する。

IV章 承認の維持

10. サーベイランス及び更新審査の手順

10.1 サーベイランス

10.1.1 当センターは、運営研修機関が適用される承認基準のすべてに継続して適合していること、及び運営研修機関の手順が有効に実施されていることを審査するために、サーベイランスを、登録日（又は更新日）後、1年 ± 6ヶ月及び2年 ± 6ヶ月の期間内を目

安に実施する。当センターは、運営研修機関に対して十分な時間的余裕をもってサーベイランス実施時期を連絡し、スケジュール調整を行う。

10.1.2 サーベイランスの審査期間は、運営研修機関の組織の規模及びその実施する研修業務の程度に対して適切な日数とする。

10.1.3 当センターは、サーベイランスに必要な資料の提出を依頼する。

10.1.4 当センターは、第 8.1 項から第 8.5 項及び第 8.7.1 項に準じてサーベイランスを実施する。

10.2 更新審査

10.2.1 承認の有効期限が近づき、さらに当該運営研修機関が承認の継続を希望する場合は、当該運営研修機関は当センターに対して更新審査を申請し、有効期限内に更新のための承認審査を受けなければならない。

10.2.2 更新審査は、登録日（又は更新日）後、3 年毎にその有効期限の 3 ヶ月前を目安に当センターが実施する。当センターは、運営研修機関に対して十分な時間的余裕をもって更新審査実施時期を連絡し、スケジュール調整を行う。

10.2.3 更新審査の審査期間は、運営研修機関の組織の規模及びその実施する研修業務の程度に対して適切な日数とする。

10.2.4 当センターは、更新審査に必要な資料の提出を依頼する。

10.2.5 当センターは第 8.1 項から第 8.5 項、第 8.7.1 項及び第 8.8 項に準じて更新審査を実施する。

10.3 当センターは、必要に応じて、より頻繁に、又はより広い範囲にわたってサーベイランス又は更新審査を要求する場合がある。

10.4 コースの立会及び運営研修機関の運営管理プロセスの審査は、コース及び運営研修機関のシステムの様々な側面が、定期的に審査されることを確実にするように計画する。コースの立会については、適切と考えられる場合は、異なる講師によるコースを審査することも含める。3 年間で、運営研修機関のシステムの全要素をサーベイランス又は更新審査のプログラムにおいてカバーし、運営研修機関のシステムの有効性を検証する。

11. 変更

運営研修機関から当センターへの変更通知は、JRCA TA100 の第 9 項又は JRCA TA101 の第 10 項による。

V章 権利と義務

12. 申請機関及び運営研修機関の権利と義務

12.1 申請機関及び運営研修機関は次の権利を有する。

- a) 申請機関及び運営研修機関は、当センターより承認のための要求事項を記述した文書（JRCA TA100 又は JRCA TA101）、並びに審査と承認の手順及び運営研修機関の権

利及び義務について記述した本文書の提供を受ける権利を有する。

- b) 申請機関は承認に関する判定結果についての通知を受ける権利を有する。
- c) 運営研修機関は、当センターより承認された研修コースについて承認証を受けることができる。
- d) 運営研修機関は、JRCA ロゴマークの使用に係わる遵守事項（付属書1）に従って、承認された研修コースについて当センターのロゴマークを使用することができる。
- e) 運営研修機関は、承認された研修コースの枠組み内で、研修用テキスト・教材、書簡用紙、文書、研修コースの宣伝及び広告（パンフレット、受講案内等）及び封筒に、承認されていることについて言及することができる。
- f) 申請機関及び運営研修機関は当センターの承認に関する判定結果に異議がある場合は、第14項に基づき、当センターに異議申立てをすることができる。
- g) 上記 f) 項の申し立てにより解決できない SJAC9104-1 適用に伴う航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向け IAQG 認可基礎研修コースの要求事項(JRMC12-018 付属書 4) の適用又は実施に関するすべての問題について、申請機関及び運営研修機関は、航空宇宙審査登録管理委員会（JRMC）に申し立てることができる。
- h) 運営研修機関は、JRMC の求めに応じて、JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認証制度の見直しや問題点を審議する JRMC(拡大)会議に参加することができる。但し、助言を与える立場で出席し、投票権は持たない。

12.2 申請機関及び運営研修機関は当センターに対して次の義務を負う。

- a) 承認基準に規定された各要求事項に適合する。
- b) 審査の実施に必要な準備をすべて行う。この準備には、文書の調査並びにすべての場所への立ち入り、記録の閲覧及び当該機関との面接のための用意を含む。
- c) 承認の対象となっていない活動について承認されていることを表明しない。
- d) 授与された承認に基づく権利を当センターの評価を損なうような方法で利用せず、また、誤解を招く又は承認範囲を逸脱すると当センターが考えるような、承認に関する表明を行わない。
- e) 承認の一時停止又は取消しを受けた場合は、承認を引用しているすべての宣伝及び広告（パンフレット、受講案内等）を中止し、当センターの要求どおりに承認証を返却する。
- f) 承認証、ロゴマーク及びそれらの一部分であっても、誤解を招くような方法で使用してはならない。
- g) 文書、宣伝及び広告（パンフレット、受講案内等）などの媒体で承認されていることについて触れる場合には、当センターの要求事項に従う。
- h) 承認審査の結果の如何にかかわらず、当センターが請求する料金を支払う。また、承認された後は、承認の維持（サーベイランス及び、希望する場合、更新審査を含む）のための料金を負担する。
- i) 研修コースの承認が何らかの理由により、一時停止又は取消しとなった場合、それによって不利益を被る受講生に対し、不利益を回復するための措置を講じなければならない。

- j) 当センターが行う研修機関の事務所審査及び研修コース立会に、JRMC が単独で立ち会うことの申し入れがあった場合、これを受け入れなければならない。
- k) SJAC9104-1A 規格 付属書 B に規定されている ICOP スキームの完全性に悪影響を与える行為（事業運営に際して発生した重大な問題等）を見出した場合には、当センターに報告しなければならない。

13. 承認の一時停止又は取消しに関する条件

13.1 承認の一時停止に関する条件

次の各項の一つに該当するときは、当該運営研修機関の承認範囲の一部又は全部の承認を一時停止する。

- a) 当センターが実施したサーベイランス、更新審査、再審査において、当センターの承認基準に適合していないと判定された場合。
- b) 当センターへの通知・報告義務を怠り、若しくは虚偽の通知又は報告をした場合。
- c) 当センターの基準に基づく立入を拒み、妨げ、又は忌避し、若しくは当センターの基準による質問に対して、正当な理由がなく陳述せず、又は虚偽の陳述をした場合。
- d) 料金の支払いが請求後 6 か月を超えて滞った場合。
- e) 承認された範囲又は JRCA ロゴマークの意図的な誤使用をした場合。
- f) 第三者適合性評価制度に対する市場の信用を失墜させると当センターが判断した場合。
- g) 上記以外で、当センターの承認の手順に定められた義務に違反した場合。

13.2 承認の取消しに関する条件

第 13.1 項に該当し、かつ、当センターが要求した期間内に修正、及び/又は不適合の除去、及び是正処置が有効に実行されなかった場合は、当該運営研修機関の承認範囲の一部又は全部の取消しをする。

14. 異議申し立て、苦情申し立て

- 14.1 当センターの決定に対する異議申し立ては、研修コース承認に係わる異議申し立て及び苦情申し立ての取扱い手順(JRCA TC100)（以下、申し立て手順という。）に従って、当センターに対して書面で行われなければならない。当センターは、申し立て手順に従って、すべての異議申し立てを処理する。
- 14.2 当センターの研修コース承認登録業務にかかわる事項に対する苦情申し立ては、申し立て手順に従って、当センターに対して書面で行われなければならない。当センターは、申し立て手順に従って、すべての苦情申し立てを処理する。
- 14.3 申し立て者が、問題を当センターとともに解決できない場合は、航空宇宙審査登録管理委員会（JRMC）に申し出ることができる。（JRCA は JRMC の決定に従う。）

付則

この手順は、2023年4月20日から施行する。

JRCA ロゴマークの使用に係わる遵守事項

1. 適用範囲

この遵守事項は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）が承認した研修コースを運営する研修機関（以下、運営研修機関という。）が、当センターのロゴマークを使用する場合に遵守しなければならない事項等について定める。

2. JRCAロゴマークの表示方法

2.1 JRCA ロゴマークは、図1に示すもので、マーク部とロゴ部よりなる。マーク部とロゴ部は分離せず、常に一体で表示する。



《新JRCAロゴマーク デザインの意図》

『両手を上に向かって広げている人』のシルエットは、資格取得者が『世界』あるいは『未来』に向かって希望を抱いて躍進しようとする姿を表しています。活動的で発展的なイメージを赤、信頼と安心のイメージを青のグラデーションで表現しています。

図1 JRCAロゴマーク

2.3 運営研修機関がロゴマークを使用する場合、JRCA が提供するロゴマークの清刷（電子データ）を分解又は変更することなく使用しなければならない。

2.4 「新JRCAロゴマーク」を使用する場合は、ロゴマークの周囲に、マーク横幅の1/4以上の余白を設けなければならない。また、縦10mm以上の大きさで使用しなければならない（図2参照）。

「新JRCAロゴマーク」の色は、マーク上部の丸が赤色グラデーション、マーク下部が青色グラデーション、ロゴ部は黒色とする（基本色は図3参照）。または、全体をモノクロで表示してもよい。

「旧JRCAロゴマーク」の色は、マーク部が緑色（DIC377）、ロゴ部は黒色とする。または、全体をモノクロで表示してもよい。

いずれの場合も、「JRCAロゴマーク」であることが明確に識別できるように、全体を地色と明瞭な対比を持たせて表示しなければならない。

- 2.5 ロゴマークを拡大又は縮小して表示する場合は、マーク部とロゴ部の比率が上図と同じになるようにして拡大又は縮小を行い、拡大又は縮小後の縦横の比率は上図と同じになるようにすること。
- 2.6 マーク部とロゴ部は個別に表示してはならず、ロゴマークとして一体で表示すること。

3. JRCAロゴマークの管理

- 3.1 運営研修機関は、当センターが提供したロゴマークの電子データの保護及び漏洩防止のための適切な管理を行わなければならない。
- 3.2 運営研修機関が、印刷物等の作成のために当センターのロゴマークの電子データを下請負業者に提供した場合、運営研修機関は、当センターのロゴマークの電子データを提供した下請負業者の一覧を作成するとともに、当該下請負業者に、当センターのロゴマークの電子データの保護及び漏洩防止のための管理を行うよう要求しなければならない。

4. 使用条件

4.1 使用対象物

- 4.1.1 運営研修機関は、受講生に発行する合格修了の証明書には、JRCAロゴマークを表示しなければならない。
- 4.1.2 運営研修機関は、承認された研修コースの枠組み内で、研修用テキスト・教材、書簡用紙、文書、宣伝及び広告(パンフレット、受講案内等)及び封筒にJRCAロゴマークを使用することができる。

4.2 使用方法

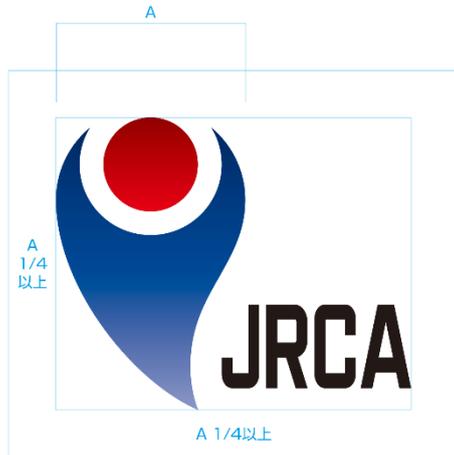
- 4.2.1 JRCAロゴマークは、運営研修機関のロゴマークと共に使用しなければならない、単独で使用してはならない。
- 4.2.2 JRCAロゴマークの使用にあたっては、運営研修機関のロゴマーク、JRCAロゴマークとの対比で均整のとれる体裁であり、また、JRCAロゴマークと運営研修機関のロゴマークとの関係が明らかであるような方法での配置しなければならない。また、当センターが付与した承認番号を併せて表示する。

5. 使用期間

- 5.1 運営研修機関は、承認証に表示されている有効期限内においてのみ、JRCAロゴマークを使用することができる。
- 5.2 本文第13項、或いは、承認のためのサーベイランス又は更新を行わず、承認の一時停止又は取消し処分が行われた場合、JRCAロゴマークの使用及び配付を直ちに中止し、JRCAロゴマークを記載した研修用テキスト・教材、書簡用紙、文書、宣伝及び広告(パンフレット、受講案内等)及び封筒は破棄しなければならない。

6. 誤使用に対する処置

- 6.1 運営研修機関が本遵守事項に違反してJRCAロゴマークを使用した場合、当センターは、是正処置を要求する。
- 6.2 当センターの是正処置要求に対して直ちに適切な対応がとられない場合は、当センターは、運営研修機関に対して研修コース承認の一時停止又は取消しの処置を取る。



最小サイズ:H10mm



縦 10mm 以上の大きさで使用する

マーク横幅(A)の 1/4 以上の余白を設ける

図2 新JRCAロゴマーク使用時の余白及び最小サイズ

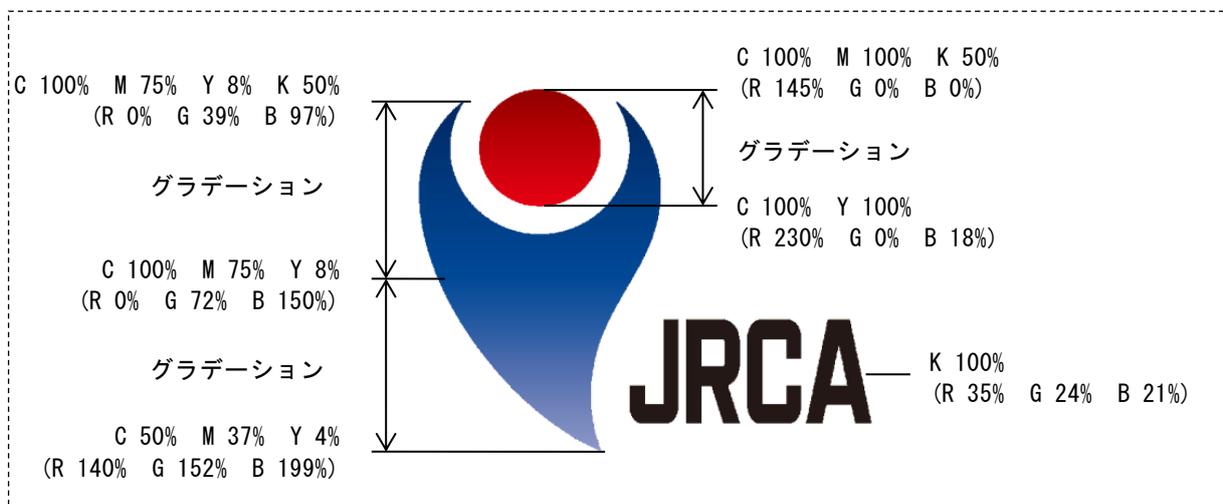


図3 新JRCAロゴマークの指示色（基本色 CMYK (RGB) グラデーション）

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2019年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本規格協会 JRCA TA200 改定 7 版を承継し、日本要員認証協会設立に伴い新規制定。
改定 1 版	2020年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・引用文書の版番号を修正した。(2.1 項、3 項) ・OASIS 登録の手続きの記述を修正した。(8.7 項)
改定 2 版	2023年2月1日 2023年4月1日から施行	<ul style="list-style-type: none"> ・SJAC9104-1A の 5 項の一般要求事項に従い、Ⅲ章に 9 項を追加した。
改定 3 版	2023年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・4.4 項の項番の軽微な修正を行った。(9.1、9.2 をそれぞれ、10.1、10.2 に変更) ・8.8 項の項番の軽微な修正を行った。(11.2 を 12.2 に変更) ・12.1 項の項番の軽微な修正を行った。(13 を 14 に変更) ・13.2 項の項番の軽微な修正を行った。(12.1 を 13.1 に変更) ・施行日を 2023 年 4 月 20 日に変更した。
改定 4 版	2023年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・SJAC9104-1A の 5.1.2 に従い、スキームの完全性に悪影響を与える行為について報告することを、当センターに対する義務に追加した(12.2) ・11 項の項番の軽微な修正を行った。(JRCA TA100 の第 10 項を第 9 項に変更)